

## 会 議 要 旨

会議名	令和5年度 第3回三芳水道企業団水道事業運営審議会
開催日	令和5年11月7日（火） 13:30～15:00
開催場所	館山市役所 本館 2階会議室
出席者	三芳水道企業団水道事業運営審議会委員 7名（3名欠席） 三芳水道企業団：企業長 事務局（6名）
公開・非公開の別	公開（一部非公開）
非公開の場合の理由	円滑な審議運営のため、発言者の氏名については非公開
傍聴者	8名
会議概要・結果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長あいさつ</li> <li>・議事 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 水道料金表について <p>前回の審議会での、改定率は5～10％，低所得者への配慮が必要であるとの意見を踏まえ，基本料金の負担を抑えてシミュレートした料金表や，料金改定後からの5年間の財政収支予測を基に検討を行った。</p> <p>改定率5％の場合は，年度末留保資金は徐々に増加し，令和10年度に10億円にはなるが，単年度の収支は令和7年度には赤字に転落する見通しとなった。一方，改定率10％の場合には，単年度収支も黒字で推移し，5年間については，健全な経営が確保できる見通しとなった。</p> <p>審議会では，基本料金は水道事業を維持するための基礎となる料金であり，所得で差をつけるものではなく，皆平等に負担するべきであるといった意見や，改定率5％では料金改定をしたとしても，財政収支の赤字が続き，長期的な視野で，管路更新や施設の耐震化事業等の計画が立てられないため，改定率は10％が妥当ではないかといった意見が出た。</p> <p>改定率10％が妥当とした場合の答申の条件の一つとして，料金改定をして増加した内部留保資金については，管路更新や施設の耐震化に使用していくことや，三芳水道企業団の現状を丁寧に需要者に説明し，料金改定について周知していく必要があることを明記すべきであるとの意見も出た。</p> <p>今回は，改定率10％で，基本料金と従量料金の比率を再度検討した料金表を作成し，また，答申の骨子案を用意して，審議することになった。</p> </li> <li>(2) その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議記録の公表について</li> <li>・今後の開催予定について</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

## 令和5年度 第3回三芳水道企業団水道事業運営審議会 会議記録

- 1 日 時 令和5年11月7日(火) 13時30分～15時00分  
2 場 所 館山市役所 本館 2階会議室  
3 出席委員 眞汐 眞一(会長), 阿部 美津江, 佐野 聖一, 伏原 由美  
安室 和宏, 藤平 昇, 田邊 ひとみ  
計 7名

欠席委員 安田 信之(副会長), 倉田 孝浩, 黒川 利也

三芳水道企業団 企 業 長 森 正一  
事 務 局 長 石井 聡 総務担当次長 井上 英介  
施設担当次長 石井 正裕 総 務 係 長 渡邊 秀樹  
業 務 係 長 石井 雅人 業 務 係 員 鹿嶋 奈央子

- 審議会次第 1. 開会  
2. 会長あいさつ  
3. 議事  
(1)水道料金表について  
(2)その他  
4. 閉会

- 会議資料 1. 令和5年度第3回三芳水道企業団水道事業運営審議会次第  
2. 席次表  
3. 第3回水道事業運営審議会資料

会議録

発言者	発言内容
事務局 (進行)	<p>それでは、皆様、こんにちは。委員の皆様お揃いになりましたので、ただ今から、令和5年度第3回三芳水道企業団水道事業運営審議会を開会いたします。</p>
会長	<p>はじめに、出席委員数のご報告をいたします。本日は、安田副会長、倉田委員、黒川委員から、欠席のご連絡をいただいておりますので、10名の委員のうち、7名のご出席をいただいております。三芳水道企業団水道事業運営審議会条例第6条第2項の規定による過半数の定足数を満たしており、会議が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>なお、本日の傍聴者数は8名でございます。</p> <p>それでは、はじめに、眞汐会長から、ご挨拶をいただきたいと思います。眞汐会長、よろしくお願いいいたします。</p>
会長	<p>—会長あいさつ—</p>
事務局 (進行) 委員	<p>ありがとうございました。ここで、委員の方を1名ご紹介させていただきます。阿部美津江様でございます。</p> <p>—自己紹介—</p>
事務局 (進行)	<p>それでは、議事に入る前に、本日の資料について、ご確認をお願いいたします。</p> <p>—会議資料の確認—</p>
事務局 (進行)	<p>それでは、議事に入らせていただきます。議事進行につきましては、三芳水道企業団水道事業運営審議会条例第6条第1項の規定により、会長が議長となることとなっております。眞汐会長、よろしくお願いいいたします。</p>
議長	<p>それでは、これから審議会を進めてまいります。次第に沿って、議事を進めてまいります。</p> <p>はじめに、事務局から今日の議事に関しまして説明をお願いします。</p>
事務局	<p>—事務局説明「水道料金表について」—</p>
議長	<p>それでは、議事の1「水道料金表について」を議題といたします。ただ今の説明について、ご意見やご質問等ございましたら、挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>従量料金、料金改定に伴って見込みで使用量が横ばいですが、使用量を値段が上がったから我慢して使わなくなる、そういうような考えも入っているような試算でいいでしょうか。例えば、値段が上がるから、使用量を減らそうという人も中にはいるかも知れません。その時に、5%、10%算出で収益的なものでは支障がないということではよろしいでしょうか。それとも、それが計算に入っているということでしょうか。</p>
事務局	<p>今回のシミュレートにつきましては、その点は考慮していません。あくま</p>

で、人口推計に基づいて水量を検討した、それだけになっております。

委員

わかりました。

委員

確認なのですが、今回、シミュレーションしていただいたのですが、その前提条件として、施設整備の方なんですけれども、前に説明していただいた今後の施設整備で、管路の耐震化が16.8kmで30.98億円、作名浄水場の耐震化事業が34億円という説明を受けているんですが、それをそのまま落とし込んで、水道料金の使用量も人口減少なども、のせているということでしょうか。

事務局

そのとおりでございます。

委員

そうすると、10億円が健全経営のラインだというのは、今と同程度の施設整備、浄水場から管路から、同じレベルでずっと織り込んでいくのが健全経営ということになるんですか。

事務局

はい。今、説明がございましたとおり、今後の改良、それから整備費の事業費も加味しておりますので、今の漏水等の維持補修費も当然含んでおりますけれども、今後のそういった必要な、例えば、作名浄水場の耐震補強事業ですとか、その他浄水場の改良事業について、老朽管とか石綿管の基幹系の更新事業も含まれて、必要な物の事業費を加味し、尚且つ、現状の漏水の対応も踏まえた形での内部留保資金10億円ということで今回シミュレーションをかけてございます。

委員

そういうものが今後担保されていくということでしょうか。

事務局

はい。

委員

そこでですね、ちょっと一ついいですか。10年間で管路の耐震補強延長が16.8kmという資料をいただいています。全体で410kmある中で、10年かけて16.8km行くとこの前もお話していただきましたから、我々からすれば、やはりどんな災害があろうがなかろうが、安定して水を供給していただいて、安心して生活を送りたいというのは、誰もが願っていることなので、この管路の耐震化の更新していくスピードをもっと上げていただきたいなど実際は思っているんですね。その中で、今と同じレベルで維持していく10億円、10%に上げるとあと4億円程度でてくるんですね。この上がった4億円というのを何に使うかっていうのは、お考えはあるのでしょうか。

事務局

はい。当然ですね、内部留保についての使い道は、特定をある程度しています。というのは、起債の元金償還等も含めまして、もし、それでも、尚且つ、更新の方に、今、委員にご心配いただきましたけれども、漏水ではなくて、管の更新の方に費用を捻出できれば、そちらの方に重点を置くことも考えております。以上です。

委員

受給者の思いというのは、基本的には値上げは嫌なんですけど、料金を上げるのであれば、やはり、自分達にメリットのある形ですね、お金を使っていたらいいというのがあるので、規模は10%なのか何%なのか、これから議論をするわけなんですけれども、できるだけ管路の耐震化や、もちろん浄

水場の耐震化も大事ですけど、そういうものにお金を使っただけということ。将来、水道の合併があるわけですけども、三芳水道の水道エリアは別々の料金体系でいくという考えもあるし、先が見えていないという中で、同一になったとしても三芳水道の供給エリアというのは変わらないわけですから、やっぱり、私達は、三芳水道に今のうちにお金を使ってもらって、設備投資をできるだけ早くやっていっていただきたいという気持ちがあります。

議長

前回の審議会のときも、管路の更新が何%ぐらいできているのかという話になって、0.47%ということで、このペースだと200年かかるよね、それでもまだできないよねって話になりましたね。これでは、30年以内に、東南海で巨大地震が起きるだろう、あるいは、首都圏の直下型地震が起きるんじゃないかという切羽詰まったような状況の中で、200年先にならなければ耐震化の水道管がきちんと布設できないよっていうことでは、これでは市民としてね、やっぱり安心して生活できないと。今、委員の言ったことはごもっともな話で、前回の審議会でもそういう話が出て、この際だから一気に全部の耐用年数が過ぎている水道管については一気に工事をしてしまって、あとは借金して、それを返していけばいいじゃないかっていう、そういう考えもあるよっていうところもおっしゃってましたね。市民としてみれば、そっちの方が良いんですけど。ただ、そうすると、また借金抱えながら、水道事業そのものも、なかなかこの大きな利益を上げられないという体質がある中で、それをこう順当に返していけるか、これから人口減少もあります、高齢化社会を迎えます、そういった中で非常に先行き不透明なところがあるので、その辺はちょっといかなものなのでしょうかという話を前回の審議の中でしましたね。今、このご意見がありましたけれども、他の皆さんどうでしょう。多分、この辺が今日これから話を進めていきますと、では料金をこのぐらいにしようよっていう話になってくると思うんですけど、その根幹の部分ですよ。一番大事なところなので。

委員

10億円を維持していても、先程言ったみたいに、16.8kmしかできない。このシミュレーションで、例えば、10%にすると10億円の安定資金、貯まるのが4億円でなんですよ。4億円で何kmできるかっていったら、単純計算すると2kmくらいと思うんですが、たいしたあれじゃないですけども、それでもなかなか二桁までいかないけれども、それでも更新率は上がっていくわけですから、悪いところに集中的に投資していただいて、延命を図っていくということがやっぱり必要だと思いますので。それでも、需要者負担にならざるをえないと、そもそもそういうものなので痛し痒しということもあるので、考えていかなければならないことと思います。

議長

同じ工事をやるにしても、漏水が起きてから、対処的にやる工事の費用よりも、きちんと計画を組んで工事を進めていく方が絶対に単価は安いはずなんですよ。ですから、そういうことも含めてですね、先程、ここで改定率10%の時の単年度の利益の金額が出てましたけれども、そういったものをうまくまとめていただいて、できるだけ早いうちに水道管の更新を進めてもら

うということがよろしいんじゃないかなと思うんですが、皆さん、どうでしょうか。

委員

そうですね。資料は、前回のも確認しております。今、内部留保資金の使い道ということでお話がございました。この16ページを見ますと、改定率5%ですと、やはり10億円ということにしても、また、資金の確保が十分にできないような状況だと、10%だと確保した部分の使い道っていうのがありますけれども。5%だとその使い道に関して、また、見通しも立てられないっていうところも出てきてしまうんじゃないかなっていう懸念もあります。10%の改定だと、その部分で、先程、議長がおっしゃいました計画を策定する礎になれるというふうに思います。私も、先程からご意見が様々出ていますけれども、やはり、この改定率の問題は、未来の子供達に少しでも残さないような方法でなければならぬんじゃないかなっていうふうに感じていまして、この料金改定も今やって、また、5年で改定をするような規定もあるみたいですが、でも、5年後すぐに上げられるかっていったらなかなか難しい。そこを鑑みますと、やはりここでしっかりと留保できるような形のもので、進んでいかないといけないんじゃないかなっていうふうには思っております。

議長

他にご意見はありますか。

委員

私も同様に考えます。確かに、今、いろんなものが値上がっている中で、水道料金を上げるってこと自体が、かなり使用者から反感を買う面もあるかと思えますけれども、将来的なことを考えたらやっぱりですね、今やっていかなきゃいけない問題だと思います。

議長

〇〇委員はどのようにお考えですか。

委員

私も5年前の審議会にも参加させていただいて、意外とそれから早かったなって、その時、結構7年ぐらいは大丈夫なのかなっていうつもりで、先を見て改定したつもりだったんですけど、やはり、その時は5%って言ってましたんで、私は先を見たときに、やはり計画的に、つまり、水道管が破裂したから応急的に修理っていうんじゃないくて、計画的にやはりやっていった方が将来のためにも、費用を考えてもその方がいいと思います。

議長

〇〇委員はどうですか。

委員

2ヶ月ごとに検針票がきますので、1ヶ月じゃないから、それで払ってますけど、どうなんでしょうね。やっぱり、でも、水は使わないわけにはいかないですからね。料金が高くてもなんでも、使わないわけにはいかないですから、仕方がないことじゃないですかね。

議長

〇〇委員はどうですか。

委員

私、審議会では今回初めてなんですけど、〇〇委員がおっしゃったように、何年か毎に更新されていく、水道料金の見直しをした時に、下がった時ってあるんですか。料金改定の議論をした時に、十分だから水道料金を下げようっていう時が一度でもあったんでしょうか。

事務局

私が調べた限り、ございません。消費税が上がる度に消費税が上がった分

を5%、8%、10%上げつつ、先程、委員がおっしゃいましたけれど、平成30年4月に5%の改定をしています。以上です。

委員

そうすると、やはりこの議論をするってことは値上げですね。それは、維持していくためには仕方ないと思います。今回、料金改定をして、話の流れも、前回もそうですけど、料金改定値上げもやむを得ずと思っています。その前提でお話しますけれども、また、そうすると5年後、これで見ると、令和10年度まで、今回の上げ幅でいきます。令和10年度に改定をするっていうと、永遠に上がっていくわけですね、予測でいうと。その10%上げた時の予測を見ていくと、内部留保資金もだいぶ上がってきて、令和10年度、約14億円程度の内部留保資金があるというふうになった場合、多分ですけど、人口減少もありますし、水道を使う人も変わってくると、また、今、エネルギー高騰な世の中で、浄水場を稼働することによって、やはり費用がかかる。我々が決めれば、市民に説明しなきゃいけないわけです。なぜ、今、この物価高騰が騒がれてる世の中で、水道料金まで上げるのか、この決断は結構重いと思います。先程も言ったように上げるのはやむを得ずですよ。でも、しっかりとそれを利用者に説明できないといけないのかなというの、三芳水道企業団自身も職員をだいぶ減らしている中で、そういうことも市民は知らないですよ。それもやっぱり伝えていかなきゃいけない。身を切る思いで料金改定もやむを得ずで、ただ単に上げるっていうわけじゃなく、やっぱりこの数年間、皆さん努力されて、いろんな面で経費を削減されてきている訳ですから、そこも説明して、やっぱりこの時期上げないと、令和10年度には、水が行き届かない可能性もあるよ、と。みんなに危機感を持ってもらわなければいけないのかな、と思うので。何が言いたいかというと、この試算はあくまでも試算で、これを見る限り、もう令和10年度上げなくていいじゃんって思っちゃうんです。ですが、今、話をきくとやはりそれ毎に議論されていると必ず情勢で上がっていくこともあるので、今話すべきことじゃないかもしれないんですが、三芳水道企業団自身は水を売ってでしか収益を上げていないです。他の収益を上げる方法も考えるべきじゃないかなって、個人的に思ってるんですね。まあ、議論がちょっと違うかもしれないけど、エネルギーは物価が上がる分どんどん上がってますから、自分達でエネルギーを生むとか、水力発電等の考えもあるわけです。いろんな方法もあると思うので、ちょっと議論が違うかもしれないけれども、やっぱりそういう企業努力もしながら住民に使用者に負担をしていただく、っていうところで、もうちょっと色々考えられたなという思いがあったんですよ。これまでの審議会に参加して。あくまで意見なんで、質問とかじゃなくて、脱線しまして申し訳ございませんが、はい。失礼しました。

委員

問題の根幹は、多分、内部留保資金の数字だと思うんですね。表に出てくるのは、内部留保資金の数字が10億円か、20億円ある、それしか出てこない。こんなにお金持ってるんじゃないとしか、一般の人は思わないんですよ。内部留保資金はどうやって使ってるって、前にも説明がありました

けど、実は中身がこうなっていて現金は無いんですよ、みたいな感じ。現金が無いわけじゃないですけど、現金がこれだけある訳じゃないですよ。それは数字のマジックじゃないですけど、計算上の話ですよ。だから、その辺どうやったら分かってもらえるのか、私もよくわからないけど、わかってもらえるような作り方をさせていただいていくと。先程のお話にありましたけど、耐震化を進めないと、水道管が穴だらけになっちゃうから。こういうところの計画を作っていただいてね、お金のこともいくらかかるんだろうかって、そんなことも口に出していただいて、それで10%なら10%の値上げお願いしますという形でやらないと。市民の方に伝わらないと思うんですよ。

事務局

はい。委員からの色々なご意見、ご指摘ありがとうございます。公営企業団体なので、経営戦略というもので計画を立てることになっております。この経営戦略というのが、今、委員にご指摘いただいた部分も含めた形ですね。要は、内部留保資金の使途、それから必要性、それから今後の整備計画、それから現状の実務、その他もろもろの料金、今度、料金改定しますので、財政収支が変わってきますので、平成29年度に現在の経営戦略を作っておりますけれども、今回の料金改定と合わせてですね、そちらも見直しして、ホームページで公表してあるんですが、そういった経営戦略の改定も考えておりますし。今後、答申がどうなるか分かりませんが、これから住民に周知していく中で、今、ご意見いただいた部分も、なるべく分かりやすく、説明できるような資料を提供していきたいと思っております。また、その辺を具体的に今後事務局で説明させていただきたいと思っております。

議長

事務局から色々と説明がありましたけれども、多分、この場でこれから話が進んでいくと、10%でいいんじゃないだろうかっていう話になると思うんですけど、今、皆さんからご意見いただいた中では、5%では単年度黒字になることも、次年度からは赤字が続き、内部留保資金も10億円を切るような状況になる。そうなると、2、3年後ぐらいにまた料金改定しなきゃいけないって話になってくると、料金改定なんてちょこちょこやるようなものではありません。まして、公共料金という性質上ね、やはりある程度長い、最低でも5年間、良ければ10年間ぐらいのスパンをきちんと立ててですね、その中できちんとした料金を決定して、それで進めていくのが私は普通だと思うんですよ。ですから、やっぱりそういったことも加味してみると、皆さんのご意見、先程から出た意見を総合してみますと、やはり、料金改定は10%はやむを得ないでしょうと。それで、その中で単年度利益も出てくるでしょうと。内部留保資金もだんだん増えてきます、そういった中でただ10%にするんじゃなくて、合わせて答申の条件の一つとして、既存の水道管の更新計画をきちんと立てなさいと、それは何年ぐらいでどの程度のところまできちんと更新していただきたいというようなことも含めて、答申の中に加味していく必要があるのかなというふうに、今、お話を聞いていて思いました。もう一つは、確かにここ5年間ぐらいだと、グラフに出ているとおり、単年度の利益が出るようになっていきますね。先程、委員がご心配



していたように、人口も減ってきますね、そういった中でそのシミュレーションが果たして本当にあれだけの利益が出るのかどうかということになりますが、かなり心配していたようですけれども。逆に言えばですね、この単年度の5年間経済的にまだ多少、力があるうちに、10%に進めて、それでその中でしっかり将来に向けて、先程、子供達に残すインフラの部分について、しっかりとバトンタッチができるような状況にしていくということも含めてですね、やっぱりこの5年間であれだけ利益が上がれば、そんなに上げなくていいんじゃないのって話もあったかなと思いますよね。5%じゃなくて、10%じゃなくて、7%でもいいんじゃないか、8%でもいいんじゃないかって話もありますけど。この利益を10%の答申の中で、ちゃんと条件を付けてきちんと明確化していくということと、それから、先程、委員からお話が出てましたけど、内部留保資金が10億円ってすごいお金だね。いっぱい持っているねって。何で上げるのって話を第1回目の審議会の時にしました。そんなにお金があるなら料金改定しなくていいんじゃないかって。そうしたら、事務局からこのお金についてはこういう性質のもので、こういう形になっていきますよっていうのを説明していただいて、なるほどと。そういうことで我々、審議委員はそのままそういう形で進みましたけれども、先程おっしゃったように、市民の方はそれをご存じない。ということなんで、しっかりと市民に広報していく必要があるかなというところが、大変なところだと思います。

事務局  
(進行)

はい。すみません、ここで企業長が退席させていただきます。

それでは、ここで中断させていただきましたので、欠席委員のご意見をいただいておりますので、私から述べさせていただきたいと思います。まず、1人目の委員さんからは、これから高確率で起こりうる大きな地震などの自然災害に対応すること、老朽化した管路や、浄水場の施設を更新していかなければならず、そのための資金を捻出しなければならない。このためには、今回の料金改定については、できるだけ需要者への影響を抑えつつ、値上げはやむを得ないと思います。また、改定してもすぐ赤字になってしまえば、審議した意味が無いと思いますので、10%程度の料金改定はやむを得ないのではないかと、というご意見でございます。また、2人目の委員さんにつきましては、資料を拝見しまして、10%の料金改定はやむを得ないと考えます、というご意見をいただいております。最後に、3人目の委員さんにつきましては、今回の会議で内容がどのようなものでも慎重審議した結果でしょうから反対は致しません、というお言葉をいただいているところでございます。以上です。

議長

今日欠席されている委員さんからもそういったご意見もありますので、これで料金改定の改定率は10%でコンセンサスを受けたのかなということでもよろしいですか。よろしいでしょうか。何かあれば。

委員

一つ聞きたいことがあります。5%、10%、15%って区切りのいい数字だと思うんですよ。だから、これ、なぜ10%なのかっていう、5%じゃな

く、なぜ8%じゃいけないんだって。なぜ10%なんだっていう、その説明ができないと。その1%でも、2%でも安いほうが良いっていうのは、我々使用者の気持ちなので。概ね、審議会の時に5%か、10%程度というところだったので、私も賛成してきましたけれども、10%となると、どうして10%必要なんですかって聞かれた時に、どう説明したらよろしいでしょうか。10%っていう今回試算を出した10%の根幹は、8%でなく、なぜ10%なんでしょうか。そこがもしあるのであれば教えていただければと思います。

事務局

はい。10%につきましては、財政収支を考えていく上で、その間をとるところがなかなか。料金の体系というのですかね、料金自体を上げていくに当たりまして、中途半端な数字が出るということで事務に支障が出てしまうと。こちらの都合で申し訳ないんですが、それがまず一つ。それとですね、10%とは申しておりますが、実際にこのように料金表を作ったり、先程のグラフを見たりすると、ぴったり10%というふうにはいきません。実は、前回もですね、5%程度と言っているものの、実は平均すると4.何%というような形になっております。色々な事業費などを見込んだ結果、黒字になるには、やはり10%程度というところで、今回はシミュレートしているというのが、もう一つの大きなところになっております。それはお示しなければいけないと思いますけれども、今は口頭でお伝えしたいと思います。以上です。

委員

ありがとうございます。よくわかりました。なので、これはやっぱり統一しておいた方がいいと思うんですね。というのは、先に言った話は、内々の問題は出すべきではないと、私、個人的には思います。まさにこういう時だからこそ余計に。やっぱり10%必要なんだっていう本当にその思いを伝えないと、料金は上げられないと思います。なので、10%じゃなきゃダメなんだっていうことが必要だと私は思います。私も正直、これを見る限り、10%の料金改定は必要だというふうに思っております。思ってはいますが、やはり10%必要なんですっていうのをしっかり、さっきも言ったように、使用者に説明できないと、私も家に帰れませんので。ですので、皆さんに本当にしっかり考えてもらって、10%じゃなきゃダメだ、10%程度という表現のニュアンスだと思いますけれども、やっぱり1割上げないと、先のことを考えると、経営とか耐震とかいろんな問題を考えた時に健全な経営ができないという思いをやっぱり統一見解で持っていないといけないのかなと思います。以上です。

事務局

はい。本日、委員さんにご審議いただきまして、概ね、10%という方向性を出していただきました。これからですね、現行料金から15%までのご審議をいただいた中で、10%程度という形で、答申案を私どもで作成をしていくんですけども、その答申案の中でですね、なるべく今、委員からご指摘があったような内容を、言葉でどこまでうまく表現できるかわかりませんが、そちらも盛り込んだ形の答申案を次回、思し召しを皆様にと

思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

委員  
事務局  
委員  
事務局

パブコメみたいなのはやるんですか。

パブコメはやりません。水道料金はパブコメはやりません。

そのまま通達で、料金は上げますよっていう形になるんですね。

はい。今、ご質問がございましたが、水道料金については、パブコメを実施している団体はほんのわずかです。というのは、パブコメで意見が変わってしまうと、ご審議をお願いした意味がなくなってしまうので。ほとんどの団体がパブコメを実施しておりません。収拾がつかなくなってしまうので。どうしても値上げっていう話になりますので。それとですね、パブコメについてはそういったことなんですけど、今後ですね、また、先程の答申の話もいたしましたけれども、それとその前に経営戦略のお話もいたしました。経営戦略については、今後のこういった方針の事業費も当然積み上げた中での財政収支を改めて見直して作っていくことになりますので、そういったことも抱き合わせて、市民の皆さんには周知をしたいと考えております。以上です。

委員  
議長

はい。ありがとうございます。

付け加えて言うならばですね、ここに単年度の利益がどのくらい出るのが出ていますが、このくらい利益が出ると更新工事がこのくらいのペースで進めますよっていう具体的なプランがあると説明しやすいですよ。これだけ利益があるなら8%でいいじゃないかって話になるじゃないですか。でも、10%ここで上げさせてもらう、その上でやっぱり更新工事は、このくらいのペースで進めていきますよっていう具体的なものがあると非常に説得しやすいというのが一つありますよね。それから、資料を作る方が大変なんだと思いますけど、従量料金だとか、件数がのっていないので判断のしようがないね。どこにどのくらいのウエイトがあるのか。

事務局

それについては申し訳ございません。お手元の資料としてございませんが、手持ちの資料としてございますので、申し訳ございませんが、口頭で申し上げますので、メモしていただければと思います。まず、1番下の段階、1㎡から8㎡っていうところでございますが、令和4年度の決算を基にしておりますが、件数としては56,391件、全体の32.6%、次の段階9㎡から20㎡、ここにつきましては、全体の57,763件です。付け加えますが、延べ件数でございます。全体の33.4%です。次の段階、3段階目、21㎡から40㎡は、33,910件、全体の19.6%です。2段階目、3段階目当たりが、いわゆるボリュームゾーンというところになっております。2つ合わせたところで、大体53%ぐらいですかね。これは件数での割合ということです。ちなみに、0㎡というところは10%程度ぐらいだと思っております。以上でございます。

議長

ありがとうございます。影響を受ける率と件数がどのくらいなのかっていうのが、わかった方がイメージしやすいよね。それとですね、皆さんの資料にもございますけれども、今、10%を目安にっていうことになっていると思ひますけれども、その中で、年金所得者とか高齢者の世帯に配慮した料金

体系を今回導入したらどうかっていうことで、基本料金は使っても使わなくてもかかってくると思うので、そこを少し配慮して、そういった料金体系にしたらいんじゃないかというのが、その10%の中で。13, 14ページに一覧表がありますけれども、基本料金で上げ幅が平均7.09%, 10%だとすると0.3%近く少し変わりました。その分、従量料金でさっき言った件数シェアの高いところに少し厚めに料金の単価をのせてあります。それについてはどうですか。基本料金から従量料金も全部10%っていう案と、それから基本料金については、少し負担を減にする案にしましょう、というようなことで作ってあると思いますけれども。基本料金と従量料金の比率ってどのくらいなの。

事務局

はい。平成30年度、前回、5%程度改定した時、これはご覧のとおり、基本料金の方を一律10%上げたパターンですね。逆に、5%改定した時には基本料金の方は10%で、従量料金で調整をしました。今回は基本料金を少し考慮させていただいて、下げさせていただいた中での従量料金での調整という形をとっております。

議長

基本料金と従量料金って大体比率どのくらいなの。

事務局

はい。基本料金につきましては大体20%, 従量料金については大体80%ということになっております。

議長

ありがとうございます。

委員

初歩的な質問で申し訳ないんですが、今回も議論してるのは基本料金を上げて従量料金も上げてトータルで10%, ただ、そのボリュームの多いところの人達、算定した時に総収入の10%上がるような計算で、負担割合は使う人によって、10%以上、上がる人もいれば、全然上がらない人もいるっていうような考えですか。

事務局

全然上がらないという人はいないです。基本料金が7%以上上がるので。

委員

基本料金が上がったら、その分だけでも最低上がるけれども、後は従量料金が上がるけれども、上げ幅は使う人によって数%から十数%までいらっしゃるということですね。

事務局

14ページの資料の棒グラフのところ、茶色の増加率のグラフを見ていただけるとわかるんですけど、一概に全部がこう上がるわけじゃなくて、段階的に上がったたり下がったりというのは。ただ、先程も申し上げましたけれど、基本料金を大体7%の率で上げますので、今より下がるってことはありません。以上です。

委員

ありがとうございました。

議長

基本料金と従量料金の考え方なんですけど、今、シミュレーションの形でさせていただきますけれども、これについて何かご意見ありますか。

委員

一般家庭の口径は大抵13mmなんですか。

事務局

はい。口径毎に用途別という集計もございますが、申し込んだ時から変わったりしておりますので、実はあまり正確な表ではないので、口径毎にどのくらいの率を占めているのかというところをご説明させていただきたいと思

います。13mmにつきましては、全体契約件数の94%が13mmでございいます。これは、一般家庭がほとんどだというような把握をしているところでございます。最近、家庭の水道事情によって20mmを入れる家庭も増えてきてはいますけれども、それでもまだ全体の3%程度というところになっておりますので、今回の改定のご審議に当たっては13mmでご説明させていただきます。以上です。

議長

どうでしょうか。この辺の基本料金と従量料金の兼ね合いについて。はい。どうぞ。

委員

私としては、基本料金というのは所得がどうのっていうので負担を減らすとかじゃなく、商売してる人はみんな大きいですよ。口径がね。もちろん料金が高くなります。年金生活者だから基本料金を下げるとかではなく、水道を維持するための本当に基本のお金じゃないのかなと。これは、料金一律の率で、その口径の大きさによってで、私としてはいいんじゃないかなと思うんですけども。前回もそういうこともあって、多分、全部の口径が一緒だったと。使う量については、配慮するのはいいと思うんですけど。少ない人には優しいとか、莫大な量を使って館山市を潤してくれているところは、また、それはそれで料金の値上げがあるんでしょ。基本料金っていうのは、私は平等でいいんじゃないかなと思うんですけど。

委員

やっぱり水道を使うところって子育てしてるんですよ。必要だから使ってるんであって、今、まさにその年金の問題もそうなんですけど、下支えしてるところばかりに負担が多くのかかっているっていうのが現状だと思うんです。だから使うべくして、その水量を使っている。結論から言うと、私はもう双方とも10%上げた方がいいと。水道を使う幅によってではなく、一律10%の方がいいのかなと。中には、高齢者や低所得者っていうのがあるんですけど、またそんなこと言ってね、怒られちゃうかもしれないけど、でもやっぱり水道を使う世代が、働いてる世代が賃金も上がってないのに、料金が上がっていくところを考えると、一生懸命働いて、我々はそこが厚くなるんだろうっていう思いもあります。その層があるので、今、委員がおっしゃったように、この時期の料金改定だからこそ、一律で1割上げようっていう私は考えなんです。高齢化してる場所もありますが、どうなんでしょうかね。

議長

子育て世代の方っていうのは若くて、働き盛り、給料もそこそこもらっていますというイメージ、私のね。そういうところは別に払ってもいいんじゃないかなって。取りやすいところから取るっていうのが税金の極意じゃないかと。

委員

その部分がやっぱり取りやすいからみんな取るんですよ。だけど、今、子供達の手当を国も考えようという中で、水道を使う人は同じなんです。赤ちゃんだろうが、高齢者だろうが。取れるところから取った方がいいという考え方はあるんですけど、でも、今、本当に世の中の流れの中で一番取れるところから取られて、働いてる世代、一番もりもり働いてますけど、多分、

住宅ローンも払っているでしょうし、教育費もろもろ払ってると思うんで、世の中みんなが今苦しい時に背負うものは同じじゃないかって個人的には思います。

議長

背負うものが同じだと困るからそうしてるんだよね、逆に言うと。それで多分、いわゆる支える世代、社会を支える世代、今、一生懸命働いていただいたり、商売をやっていただいて売上を上げて税金納めていただいているそういう方達が支える側になっている。今までは私は団塊の世代ですから、みっちり残業代ももらわずに一生懸命働いて日本の経済を高度成長でガンと伸ばしてやってきた、そういう人達が、今、年金生活に入ってるわけです。その年金生活の人達に、よく頑張ったな、でも公共料金は平等だからっていう、そういう話もしにくいよね。どうですか。

委員

ちょっといいですか。うちの娘達も子供達に補助金とか色々ともらってますよね。それで、高校が無償化になると、今、保育園もそうなんですかね。娘に「いいね」って言ってます。私達のときは、ほとんど無かったよって。

議長

そうでしょうね。かなり手厚い手当が出てますよね。少子高齢化という言葉でね。

委員

娘達に「幸せなことだよ」ってよく言ってます。私達の時は、どんなに大変でも何もそういう補助金はなかったし。私立の高校にいけば、お金があろうがなかろうが、払わなきゃいけないものは払わなきゃいけなかったし。本当に幸せだよって。

委員

確かに満額残業代もらった覚えはないですけど。年取った人も家族が増えるんですよ、実は家庭で。退職して家にいますから。例えば、旦那さんが働いて、奥さんが家庭にいて、サラリーマンやってた時は1人しかいない。でも、退職して家にいると2人になるんですよ。トイレだって、風呂だって、どう使うかわかんないですもんね。そういう意味で若い人も使うし、退職者も使うわけですね。だから、使い方っていうのは、家庭の人数によって変わってきますけれど、基本的には同じような使い形になっていくってことだと思います。あとは、どこから取るかって話で、給与所得者の方が取りやすいっていうのは確かなんですよ。年金生活者が可哀想だから勘弁してやろうって、年金もピンからキリまでありますから、一律には言えないんですが、特別扱いするのもどうかなっていう気もしないでもない。私も年金暮らしなんですけど。それはそれでこれから色々と考えていただきたいんですが、先程の基本的な話に戻しますと。これをみると、同率の負担軽減にして、7%比べて、ですね一番、13mmの使用量の少ないところが74円と53円で、上げ幅もそんなに差が無いんですね。上げて、上げ幅が。何百円とかであれば大変ですけども、一般的にみると、そんなに上げ幅は大きなものではないので、どちらかと言えば基本料金も10%で上げた方がいいような気がします。その方が逆に、僅かではあるけれども従量料金を多くご負担いただく世帯の負担が少しでも減るのかなという気がしますんで。今、お話に出てましたけれども、基本的な部分については皆さん平等に負担増していただいて、あと

は、従量のことについて考えていけばいいかと思います。

議長  
委員

他の方、どうでしょうか。

私は、仮に10%上げたら、基本料金も、従量料金も全部のランクを10%上げちゃっていいのかなと、それが一番市民に納得いただけるやり方かなと思ってたんですけども、10日前ぐらいに自分の乗用車を洗車しちゃったんですよ、水道で。これじゃあそういうわけにいかないなって。考え方がそこで変わりました。もう一つは、夏の暑い時にビニールのプールを庭に設置して、毎日のように子供に水浴びさせてる。やっぱり、もうちょっと考えてほしいなという気がします。人から見えるところで、庭で乗用車を平気で洗ってたり、あの神経ちょっと私にはわからないから、やっぱりその余計使ったら負担が大きくなるような形の方が良いのかなと。お金がもったいないから節水しなきゃいけないって考え方はもう古いかもしれないけども、やっぱり平気で堂々としてる姿を見ちゃうとちょっと考えちゃいますよね。以上です。

委員

私も、基本料金と従量料金同率というような考えがございます。というのも、やはりこのインフラは本当に皆さんが使うべきものだし、それを差異をつけておくっていうのはどうなのかなと思って。やっぱり料金改定の時には、やはり一律にご高齢者であれ、10%程度の基本料金にする。高齢者は、やはり子供さんを抱えている人達よりも水量の負担っていうのはないですよ。どちらにしても、そしたらやっぱり全体の料金っていうのは、若年層よりも金額の負担はやはり少ない金額になってはくと思うので。そこでね、そういった統一が取れるのかなっていう思いがしますので、基本料金もきちんと皆さんと同率ということだと考えます。

議長

2回目の審議会あたりから、年金生活者とかいろんな話が出てきていますが、情に流されたっていうか、そういった部分も考慮した方が良いのかなっていうふうには考えながらやっていたところもありますね、確かにね。それで、今、表を見せていただいて、94%の家庭が一番小さい口径13mmですので、この時の基本料金が現行737円ということで、10%これが上がった場合ですね、73円70銭上がると、今、7%で53円になるということになると、十数円しか変わらないということであれば、この微々たるところに議論の時間を割くこと自体がもったいないなと、そういう話をしちゃうとまずいかな。そういうことであればですね、一応、基本料金、それから従量料金10%ずつで考えましょうということと、それから、先程、委員さんがおっしゃってましたけど、従量料金の中でいっぱい使うところにちょっと高めにやったよねっていうのがあるじゃないですか、そこについてはそのままですかね。

委員

そうですね。高齢者世代とかは使用量少ないから、改定率も低くしてっていうところで、利用者負担はやっぱり多く使ってるところからは、それなりに負担はしてもらわなければならないのかなと思います。基本料金は、一律皆さん10%の負担をお願いして、従量料金に関してはご試算いただいた、2段階、

3段階目というところに重きを置く。

議長  
事務局  
議長  
事務局

前回の5%上げた時の基本料金のアップ率が10%ですね。

そうです。

それから思うと、同じアップ率なんで、加味されているのかな。

すみません。前回の基本料金一律10%、でも、トータルでは5%程度ということで、要は、基本料金、もともとの料金ベースが低いんで、倍になっちゃう。実際、今度じゃあ10%だったらどうなるかっていうのは、やっぱりちゃんとこちらで資料を作成して、もう一度ちゃんとご確認いただいて、ご審議いただいた方がよろしいかなと思います。もし、皆さん、よろしければですね、次回そういった料金改定率案の資料を作成しますので、それと今回の一律10%の場合、それから、従量料金で7%とか15%調整した場合のものを見比べていただいて、再度ご審議いただくというのはいかがでしょうか。

委員  
事務局

異議なし。

よろしいですかね。では、その方向で。大変お忙しいところ申し訳ないんですが、次回はですね、そういった形で今度10%のいわゆる改定の中身ですね、基本料金の割合をどうするか、従量料金の方をどうするかっていうことでご審議をいただくということで、資料を作成させていただきますので、できれば、概ね10%程度という方向が出ましたので、もし、よろしければ、合わせてですね、答申案も15%までのご審議いただいた中で、10%程度というところの答申案もこちらでご用意させていただいて、それも併せてご審議いただくような方向で考えていますけど、いかがでしょうか。よろしいですか。

委員  
事務局

異議なし。

それでは次回ですね、そういった形で進めさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

議長  
委員

まとめていただいてありがとうございます。

今日決めなきゃいけないと思っていました。朝までかかるのかと思いました。

議長

これで、議事1の「水道料金表について」を終了させていただきます。次に、議事2「その他」を議題といたします。各委員の皆さんからご意見がございましたら、よろしくお願いたします。

委員  
事務局  
委員

この資料ってメールでいただくことはできますか。

資料ですか。構いません。

会議があるごとに郵送していただくのも経費がかかりますので、メールで済むのであれば。

事務局

はい。今、委員からご提案がありましたので、もし、郵送じゃなくて、紙ベースじゃなくて、メールでご希望ってことであれば、メールアドレスを事務局にお知らせいただければ対応できますので、今日ですね、閉会した後に、そういったところの話を事務局からさせていただければと思いますので、メ



ールでっていう方はお残りいただくということでお願いしたいと思います。以上です。お願いします。

委員  
議長

お手数おかけします。

委員の皆さまからご質問無いようでしたら、事務局から何かありますでしょうか。

事務局

はい。事務局からご連絡をさせていただきます。前回同様、今日の審議の内容につきましては、議事録を作成後、皆様に内容をご確認いただき、公表を予定しておりますのでご了解ください。もう一点、次回の会議の日程でございます。色々、年末年始に差し掛かり、お忙しいと思いますので、いくつか候補日を上げさせていただきますので、その中から今の段階でこの日はというところがあれば教えていただきたいと思います。まず、12月6日、それと1月22日、25日。この3日間のどこかで、今のところダメだなという日があれば、教えていただけますか。

委員

1月25日は出席できません。

委員

すみません。1月22日は出られません。

事務局

他はよろしいでしょうか。

委員

12月6日は午後一なら大丈夫です。1月25日も同様です。

事務局

了解いたしました。では、この3日間の中から調整させていただいて、また、ご連絡をさせていただきたいと思います。申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

事務局

ちょっと補足で。今ですね、日程を改めて調整させていただくんですけど、万が一、欠席ということであれば、今回も欠席の委員同様に事前に事務局の方でご説明に伺いまして、ご意向の確認をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

委員

はい。

事務局

それでは、そのようにさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長

以上で、「その他」を終了いたします。本日の議事は全て終了いたしました。進行を事務局にお返しします。

事務局  
(進行)

はい。円滑、そして活発な議事進行ありがとうございました。これにて本日の会議は閉会いたします。長時間に渡りありがとうございました。